

令和3年度「域学連携地域づくり応援事業」募集要項

佐渡市では、市内の集落に滞在するなどして住民と連携し、集落の課題解決に向けた取り組みや、住民との交流を通じた地域づくり活動を行う大学等のグループを募集します。なお、活動に当たっては体調管理を行い、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めてください。※今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、事業を中止する場合があります。

1 目的

佐渡島内では過疎化や少子高齢化により、集落運営や伝統芸能の継承が困難になるなど、人口減少に伴う地域コミュニティの弱体化が進んでいます。そのため、地域と大学等との連携および交流を推進し、学生の若い力や知識を活かした個性豊かで持続的な地域づくりを支援することで、交流人口の拡大を図り、地域課題の解決や地域の賑わいを創出します。

2 対象要件

以下の要件を全て満たす大学等と活動開始前に集落活性化業務委託契約を交わします。

- (1) 佐渡市外に所在するグループで、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校、専修学校の学生およびグループを指導監督する教職員・指導者等で構成されていること。
- (2) 佐渡市内の受入集落や団体の意向を確認し、事前に調整を済ませること。
- (3) 令和4年度以降も活動を継続する意思があること。
- (4) 佐渡市内での活動・滞在期間が2泊3日以上かつ10人泊以上であること。
- (5) 活動は5名以上で構成されたグループで行うこと。
- (6) グループの規約等があり、代表者および会計責任者を置くこと。
- (7) 活動にあたってはグループを指導監督する者として大学の教職員、指導者またはその職に準ずる者（学生を除く）を必ず置き、市と委託契約を締結すること。
- (8) グループの構成員名簿があること。
- (9) 別に指定する様式により、活動計画の作成および実績報告を行うこと。
- (10) 活動は令和3年5月10日以降に実施し、令和4年1月15日までに終了すること。
- (11) 本業務を目的として当市の他の事業または制度による補助金を受けていないこと。

3 集落活性化業務 委託内容

(1) 活動および提案

- ア 佐渡市内の集落において、地域課題の解決や賑わい創出のための活動を行い、集落活性化策について提案する。
- イ 地域課題の解決にむけた取り組みを、佐渡市内の集落、支所・行政サービスセンターや地域おこし協力隊等の協力を得ながら実施する。
- ウ 活動にあたっては、動画や写真による記録をSNS等で積極的に情報発信する。

(2) 活動報告

ア 滞在期間中に佐渡市内の集落と連携して活動報告会を行い、意見交換や集落活性化策について発表する。

イ 活動報告会の写真記録と記録（様式任意）を作成する。

(3) 成果報告

業務を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を作成し、佐渡市に提出する。

4 集落活性化業務 委託料

(1) 委託料は 20 万円を上限とします。

(2) 委託料の支払いにあたっては、活動終了後に市への実績報告書に併せて領収書等を提出していただき、その事実の確認により支払金額を決定します。

(3) 対象経費は、領収書等で支払い内容を確認できる次の①から⑤までの経費とします。

①活動にかかる交通費（領収書で確認できるものに限る）

- ・学校から佐渡までの交通費（カーフェリー自動車航送運賃を含む）
- ・活動に必要な佐渡市内の移動に関する経費

レンタカー代・タクシー代・佐渡市内の路線バス運賃（回数券やフリーパス乗車券等を含む）・佐渡市内のレンタサイクル代（デリバリーや乗り捨て料金等を含む）

②佐渡市内での宿泊料（食費は含まない）

③滞在および活動に必要な会場借上料

④活動に必要な消耗品費等（原則、佐渡市内で購入し使用するものに限る）

⑤その他、佐渡市内で調達し市内で使用する活動に必要な諸経費

(4) 本事業の応募・契約に係る費用、飲食にかかる経費、傷害等保険料、集落住民への謝金、パソコン、家電、衣類等の費用、そのほか用途不明な経費は対象外とします。

(5) 委託料の支払日は、滞在期間中に行う活動報告会の実施結果を確認し、対象経費の審査および委託業務の完了検査終了後に決定します。

5 募集期間

次に記載の募集期間で申請を締め切ることとし、予算枠に達した時点で募集を終了します。なお、本年度の採択は 20 件程度を予定しています。

募集期間 令和 3 年 4 月 20 日（火）から令和 3 年 9 月 30 日（木）まで

6 決定方法等

(1) 本事業は、上記 2 の対象要件を満たしていることなど、提出された応募書類により選考し、活動計画の内容等を勘案して決定します。

(2) 選考結果は、応募のあった全ての申請者に対し文書で通知します。

(3) 審査の内容や経過等に関するお問い合わせは、一切受け付けません。

7 その他留意事項

- (1) 本事業については、佐渡市地域活動支援員や地域おこし協力隊等と連携する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (2) 本事業の成果物や活動報告会等で使用する資料に関する著作権および所有権は、大学に帰属します。ただし、市及び活動が行われた集落等が、複写、複製、その他の方法により利用しようとする場合は、大学はこれを認めるものとし、双方で事前に確認を行うなど、適切に取り扱うこととします。
- (3) 活動中の事故等に対して佐渡市は一切の責任を負いません。活動内容によっては、別途傷害保険等に参加することをお勧めします。
- (4) 活動に当たっては「新しい生活様式」に対応し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めてください。

8 申請方法

次の(1)から(4)までの書類に必要事項を記入のうえ、下記担当に電子メールにより提出してください。

- (1) 域学連携地域づくり応援事業申請書（様式第1号）
- (2) 活動計画書（様式第2号）
- (3) グループ等の規約（任意様式）
- (4) 構成員名簿（任意様式）

※様式(1)、(2)は本市ホームページよりダウンロードしてください。

※応募書類の内容は、個人情報等を除き原則公開とします。

【担当】 佐渡市地域振興課 地域振興係（中川）

住所：〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

電話：0259-63-4152

メールアドレス：chiiki@city.sado.niigata.jp